

農林水産委員会会議記録（第1号）

令和7年 9月26日

福島県議会

1 日時

令和7年 9月26日 (金曜)

午前 10時59分 開会

午後 3時30分 散会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	水野 透	副委員長	佐藤 徹哉
委員	亀岡 義尚	委員	満山 喜一
委員	宮本 しづえ	委員	伊藤 達也
委員	半沢 雄助	委員	木村 謙一郎

5 議事の経過概要

(午前 10時59分 開会)

水野透委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、伊藤達也委員、半沢雄助委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外5件、議員提出議案第112号外4件及び請願2件である。

また、陳情一覧表及び主要事業一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

水野透委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6月定例会において正副委員長一任と決定され、去る7月28日に実施したが、その概要については手元に配付しているので確認願う。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外5件を一括議題とする。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

（別紙「9月県議会定例会農林水産委員会農林水産部長説明要旨」により説明）

水野透委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

水野透委員長

続いて、農村基盤整備課長の説明を求める。

農村基盤整備課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

水野透委員長

以上で説明が終了したので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

大雪被害対策として、2月補正の際に、農家負担3分の1は大きいと指摘したが、今回は営農意欲を維持できるよう、JAによる農家への支援に対し県が2分の1の補助を行う点を評価している。

しかし、農家が3分の1を負担する現行の仕組みは依然として重いと感じている。今回の県によるJAの支援は評価するが、これを機に災害支援の在り方を見直し、農家の負担軽減を検討すべきと思うが、どうか。

農業振興課長

今回の補正予算事業については、委員指摘のとおり、被災した農業者が次期作以降も営農を継続し、意欲を向上させる目的で行っている。

一方、一般的な農業災害対策補助事業については、発災時から一刻も早い再建を目指すべく、3分の1の補助を実施している。同様に、2月補正予算で議決された大雪被害対策事業についても、発災時から一刻も早い再建を目指すとの目的で、補助事業を組んでいる。

今回の災害では、施設の撤去費用については2分の1の補助を加えるなど、災害の内容によっては通常の支援と併せて追加の支援策を講じる場合もある。

宮本しづえ委員

撤去費用の2分の1の補助については、県独自の支援であり評価すべきと思う。

しかし、一般的な農業災害対策補助事業において農家が3分の1を負担している現状は重いとの意見があり、予算が組まれたこの機会に負担割合を再検討してほしい。

補正予算中の、ふくしま型農業DX推進事業における「ふくしま型」とはどのような意味か。

農業振興課長

ふくしま型農業DX推進事業は、技術実証、機械の導入支援、RTKシステムの活用などのスマート農業を推進する、令和7年度からの新規事業である。

スマート農業は日々新しい技術が登場しているため、県内各地域の気象条件や農業形態、産地の特徴に合わせた最適な栽培体系の構築が重要であり、本県独自の条件に合った技術を組み立てるとの意味で、「ふくしま型」を用いている。主に実証事業を中心とし、今年度は県内22か所で各地域に合わせた実証事業を展開しており、中山間地や平坦地など多様な生産条件に応じたスマート農業技術の構築を目指している。

宮本しづえ委員

実証事業は通常2、3年間の期限があり、終了すると補助対象から外れることがあるが、今回の実証事業も期限付きなのか。

農業振興課長

実証事業は産地に合った技術の組立てを目的としており、普及のための機械導入等も支援している。県やJA、農業者が連携して産地の技術を構築していく活動である。

宮本しづえ委員

実証事業は途中で終了してしまうこともあるため、せっかくの補助事業を長く継続できるよう、今後も取組み願う。

新規就農者向けの機械導入補助が申込み多数で補正予算が組まれた。この経営発展支援事業による補助は初期費用支援のためだと思うが、一方で新規就農者が安定経営に移行するための年間約150万円の補助制度もある。この2つの補助は併用可能か。

農業支援担当次長

併用可能である。経営発展支援事業の補助上限は通常1,000万円であるが、年間150万円の補助と併用する場合は上限が500万円となる。そのため、どちらを先にもらい、どちらを継続的に活用するかは最初に判断し、利用する仕組みとなっている。

宮本しづえ委員

総額は1,000万円であり、活用方法は人それぞれであると理解した。

最後に、県営林の立ち枯れの伐採処理事業費について、立ち枯れは面的な場合と個々で発生する場合があるが、今回はどちらか。また、現在立ち枯れの原因として広がっているカシノナガキクイムシの影響はあるのか。

林業振興課長

県営林の危険木伐採については、主に県営林内の遊歩道や県営林に隣接する道路において、今後倒木により被害を及ぼすおそれがあるものを伐採するものである。また、現在は、カシノナガキクイムシによる被害は確認されていない。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

物価高騰により公共事業費が上昇していると思うが、農業土木の圃場整備事業費における、1反歩当たりの単価を聞く。

農村基盤整備課長

圃場整備の単価について、整備の水準により差はあるが、相双地域ではパイプライン地区が多く、1反歩当たり300万円以上であり、開水路地区では1反歩当たり250万円前後である。

宮本しづえ委員

2、3年前と比べ、金額は上がっているのか。

農村基盤整備課長

人件費や資材費の高騰により、5年前と比較すると1～2割は上昇している。

宮本しづえ委員

物価高騰により事業費も上昇しているが、農家に負担が及ばないよう願う。

県ではスマート農業を推進しているが、先日、農機具による死亡事故が発生し、大型化、機械化の進展に伴い命に関わる事故も増えているのではないかと危惧している。そこで、農機具による死亡事故の発生状況を聞く。

農業支援担当次長

今年度、県が把握している農作業中の死亡事故は2件であり、直近の平均7.3件と比較すると減少している。過去には年間20件程度発生した時期もあったが、長期的には死亡事故は減少傾向にあると認識している。

宮本しづえ委員

過去には農作業中の死亡事故が年間20件程度発生していた時期もあったが、今年度は2件と少なく、機械の大型化などによる事故の増加が懸念されるものの、全体の推移としては減少傾向と見てよいか。

農業支援担当次長

委員見込みのとおりである。事故の多くは安全フレームのないトラクターなどの古い農業機械によるもので、これらの安全性が不十分なことが要因と考えられる。一方で、近年の農業機械は安全性が向上しており、特にスマート農業機械については、不慣れな人でも丁寧な作業が可能であり、結果的に事故を減らす効果があると

見込まれる。

宮本しづえ委員

機械化の進展により安全性も向上していることが分かった。

また、新規就農者が391人と過去最高となったことは非常に喜ばしい一方で、雇用型の新規就農者の定着率が低いことが資料から見受けられる。他業種と同様に、農業分野でも若者の定着が難しい現状があると考えられるが、定着率向上に向けた県の具体的な対策はあるか。

あわせて、現在の定着率の定義において、雇用先には定着しなかったが、その後独立して農業を続けているケースは、どのように集計されているのか。

農業支援担当次長

雇用就農は新規就農者全体の半数以上と大きな割合を占めており、定着率の向上が大きな課題となっている。県ではこの課題に対し、まずは雇用契約前に短期間のお試し就農を実施する制度を導入している。これは、法人で一定期間働いた上で、就農希望者と法人双方が合意すれば正式に雇用契約を結ぶもので、ミスマッチの防止と定着促進を目的としている。また、雇用後の支援としては、他法人で働く就農者との交流や情報交換の場を提供することで、孤立を防ぎ、継続的な就農を後押ししている。さらに、就農者についてはカルテを作成し、個々の状況や動向を把握している。法人に定着しなかった後に他法人へ移るケースや、独立して農業を継続している例も報告されているが、現時点では具体的な数値を把握していない。今後も引き続き蓄積したデータを分析しながら、より効果的な支援を進めていく。

宮本しづえ委員

食料・農業・農村基本法の改定を受け、県では今後、新たな計画づくりに取り組む予定とのことであった。

一方、議会側では福島県農業・農村振興条例見直しに係る議論が進み、現在は委員会に付託されている。私も検討会メンバーとして議論に参加した。計画作成に当たり、法律が示す食料安全保障の確保、特に食料自給率の向上が重要な課題であると考える。

しかし、県とのやり取りの中で、具体的な食料自給率の目標を設定していないとの説明があり、食料安全保障の確保に疑問が残った。今後策定する計画の中で、県として食料自給率の明確な目標を設定するのか。

農林企画課長

条例や振興計画の見直しに関して、食料自給率の向上には、まず担い手の確保、農地の確保、機械技術の確保という3つの要素が重要であると考えており、これらの点については、新たな計画の中にしっかりと盛り込む予定である。

ただし、食料自給率そのものについて、国は輸出入の状況を正確に把握できるため具体的な数値を算出できるが、県では輸出入の管理が難しいため、代替として、米や野菜、麦、大豆など主要な作物ごとに、生産力を示す指標を設定し、それらを基に県の食料生産の状況を評価・管理していく方針である。

宮本しづえ委員

本県の食料自給率を示す指標として、これまでカロリーベースや生産額ベースの自給率が用いられていたが、今後これらの指標はなくなるのか。

農林企画課長

県の食料自給率に関する指標について、国は自給率を1年遅れで公表しており、県はさらに1、2年遅れで公表している。この公表自体は今後も継続される見込みであるが、これらの自給率の数値はあくまで机上の計算によるものであり、実態を十分に反映していないとの課題がある。そのため、県の農業振興計画の指標としては、現時点では自給率を採用しない。

宮本しづえ委員

正確性の問題はあるものの、食料自給率は私たちにとって現状を把握する重要な目安であり、毎年関心を持って確認している。そのため、数値に一定の限界があつても、県としては自給率に関する目標に基づく取組を進める必要があると考える。今後の計画策定に際し、この点を検討項目に含めるよう要望する。

半沢雄助委員

先達山メガソーラーの件についてである。現在、太陽光パネルの設置がほぼ完了しているが、設置状況を見ると非常に目立つ印象を受ける。当初の計画では、太陽光パネル設置面が平らで、市街地から見て目立たないよう配慮されていたのではないかと推測する。設置面が平らであれば、景観への影響も抑えられたと思うが、實際には斜めに削られているため、太陽光パネルが目立っている。

これを踏まえ、2点質問する。1つ目が、土砂災害等の危険性がないか。2つ目が、太陽光パネルにより西日の反射が強くなり、東北自動車道を走行する運転手に

危険を及ぼさないか、県としての所感があれば聞く。

森林保全課長

先達山メガソーラー設置における造成斜面の角度については、計画が林地開発許可の基準に基づき作成され、その時点で確認している。許可した段階から現在まで、造成斜面の角度の変更はないため、開発自体は計画通り進められている。林地開発許可では土砂災害の危険性についても審査しており、現時点では問題はないと考える。

反射によるまぶしさについては、林地開発許可の認定基準に含まれていない事項であり、この点に関しては福島市が審査しているため、同市の見解を聞く必要がある。

半沢雄助委員

景観の問題を抜きにしても、斜面の崩落や大規模地震などによる崩壊のリスクを排除することは不可能だと思う。そのため、今後も現地の状況をしっかりと監視し、災害が発生しないよう適切な指導と対応を願う。

新規就農者の中でも特に子育て世帯は、支援金が届くまでの生活維持が困難である。日中は農業研修に従事し、夜間も育児のため働きず収入確保が難しい。子育て中の就農者に対し支援を強化する必要があると思うが、どうか。

農業支援担当次長

就農準備・経営開始資金については国の予算を財源としており、国からの予算交付後に県が執行する仕組みである。予算交付の遅れが支援金支給の遅延につながるため、国に対し予算確保と早期執行を要望している。

半沢雄助委員

支援金が届くまでの生活維持が困難な就農者が生じている。国、県の支援スピード向上に加え、就農準備期間中の経済的困窮を防ぐための緊急避難的な支援策を今後の検討課題とすべきである。

伊藤達也委員

先達山メガソーラー事業に関して、福島市議会は9月22日に、景観に関する事業者説明との相違があるため、解消されるまで完了届を受理すべきでないとする請願を全会一致で採択した。市は事業者に説明を求めていたが回答がなく、現状では完了届を受理できない状況にある。

景観は林地開発許可の4要件には含まれておらず、経済産業省による環境アセス

メントおよび福島市の景観適合通知書がそろっていたため、事業を認めざるを得ないとのことだった。しかし、現在は、景観適合に関する事業者説明との相違が指摘されており、適合性が疑問視されているため、当初の前提の一部が崩れたと言える。

県の林地開発許可申請の手引には、景観形成に関する市町村条例または福島県景観条例を遵守する必要があると明記されている。現在、福島市が景観適合を認めず完了届を受理していない状況は、条例への適合が確認されていないことを意味するため、県が林地開発許可に係る完了届を受理する際には、防災面などの現地確認とあわせて、福島市の景観条例への適合状況を慎重に確認し、市と十分に協議した上で判断すべきであると思うが、どうか。

森林保全課長

林地開発許可は、法令で定める4要件を満たす場合に許可されるものであり、その点は委員指摘のとおりである。経済産業省の環境アセスメントや市の景観適合通知は4要件には含まれず、配慮事項と位置づけられているため、これらは許可の可否に直接影響を及ぼすものではないが、許可を出す段階で確認している。

市が景観条例に基づき完了届を受理していない状況であっても、それを理由に県が林地開発の完了届を受理できないことはなく、市による景観上の判断は林地開発許可の手続に直接影響を及ぼすものではない。

伊藤達也委員

確認だが、林地開発許可申請の手引にある、景観形成に関する市町村の条例を遵守する必要があるというのは、林地開発許可を出す前の配慮規定と認識してよいか。

森林保全課長

委員指摘のとおり、林地開発許可を出す段階で、その部分も確認しているとのことである。

伊藤達也委員

事業者が虚偽申請をすれば林地開発許可の要件から外れるため、施工状況も含め慎重に受理判断し、福島市と協議すべきと思う。

県は防災面での許可権限を持つため、民間事業であっても立場の難しさを理解しつつ、事業者に対して盛土の厚さや排水施設の安全性などの具体的懸念を明確に伝えるべきである。先達山を注視する会や福島大学の柴崎教授が指摘する防災上の危険性を踏まえ、住民の不安を解消する対応を事業者に求めるべきであるとともに、

現地最終確認の際には、防災対策が適切に実施されているかを確認し、安全性が確保されていることを保証すべきと思うが、どうか。

森林保全課長

福島市の景観条例と林地開発許可は別個の法令に基づくものであり、林地開発許可は森林法、景観は市の景観条例に従ってそれぞれ審査されるため、景観に関しては市が担当すると考える。

専門家や研究者からの指摘は事業者に伝えており、今後も防災上問題が生じないよう、森林法による林地開発許可基準に基づき、事業者を適切に指導していく。

宮本しづえ委員

関連だが、林地開発許可の申請図面には切土、盛土の計画に不適切な箇所が指摘されており、県は専門家の意見を聞きながら提出書類の適否を検討し、最終的に許可するか判断するプロセスが重要である。

新潟県や長野県では林業センターに土砂災害専門家を配置し、林地開発計画の適否を判断しており、本県でも同様に安全性を確認する審査が必要である。過去の計画が旧基準で作成されている場合でも、現行基準に基づき安全性を確認し、事業者により安全な施工方法を求めることが重要である。専門家の指摘等も踏まえ、県は適切に対応すべきであるが、どうか。

水野透委員長

質問の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 1時 1分 開議)

水野透委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

執行部の答弁を求める。

森林保全課長

宮本委員の質問であるが、切土、盛土に関する専門家からの意見については事業者に伝えており、審査基準については、許可当時の基準に基づき許可したところである。今後も森林法に従い、災害防止の観点から事業者を適切に指導していく。

宮本しづえ委員

許可当時の基準に基づくものであり、事業者に対して努力を求める範囲の対応にとどまるとのことか。事業者の具体的な対応はまだ示されておらず、現時点ではやむを得ないとのことか。

森林保全課長

委員指摘のとおり、現行基準は変更されている部分もあるが、許可当時の基準に基づき審査し、計画は適正と判断されている。現行基準の遡及適用はできないため、それ以外の懸念は事業者に伝え、事業者において対応を検討している。

宮本しづえ委員

専門家からは、林地開発許可の添付資料の妥当性に疑問があるとの指摘があり、申請段階での資料の妥当性を県がどのように判断したのかが問題視されている。本県には専門家が十分に配置されておらず、書類審査の方法が不明確であると思うが、どうか。

森林保全課長

書類については、森林法の基準に基づき審査している。

宮本しづえ委員

非常に専門的で難しい資料であるが、県の部署に判断できる人材がいるのか。

森林林業担当次長

林業職は森林土木の知識を学んでいるため、林地開発許可基準書と照らし合わせ、技術者として許可の妥当性を審査している。

宮本しづえ委員

林地開発許可は高度で専門的な判断が求められる分野であり、技術や知識は日々変化する。土砂災害の専門家は少なく、多面的な知識が求められるため、県は常に審査体制を見直し、単一技術だけでなく総合的に判断できる体制を整える必要がある。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち新規請願75号については、意見書の提出を求める請願のため別途審査する。意見書の提出を求める請願を除く1件について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

水野透委員長

ただいま朗読させた請願について、方向づけを尋ねる。

継続請願70号について各委員の意見を聞く。

木村謙一郎委員

不採択の方向で願う。

半沢雄助委員

不採択の方向で願う。

伊藤達也委員

不採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

安全性の確保が市民にとって必要であるため、採択の方向で願う。

水野透委員長

継続請願70号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月1日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時 8分 休憩)

(午後 1時 9分 開議)

水野透委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案のうち、議員提出議案第116号については、議案提出者の出席を求めていたため、後ほど審査を行う。

議員提出議案第116号を除く議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

水野透委員長

初めに、議員提出議案第112号について各委員の意見を聞く。

木村謙一郎委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

水野透委員長

議員提出議案第112号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第113号について各委員の意見を聞く。

木村謙一郎委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

水野透委員長

議員提出議案第113号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第114号について各委員の意見を聞く。

木村謙一郎委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

水野透委員長

議員提出議案第114号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第115号について各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

木村謙一郎委員

否決の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

水野透委員長

議員提出議案第115号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案第116号を除く議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

水野透委員長

新規請願75号については、さきに審査した議員提出議案第115号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月1日に行う。

この後、議員提出議案第116号の審査を行うが、ほかの常任委員会の終了後に審査するため、暫時休憩する。

ほかの委員会の状況を確認した上で、書記に再開時刻を連絡させるため、各委員は控室で待機願う。

(午後 1時16分 休憩)

(午後 3時20分 開議)

水野透委員長

再開する。

これより、議員提出議案第116号「福島県農業・農村振興条例の一部を改正する条例」の審査に入る。

直ちに、議案提出者を代表し、鈴木智議員の説明を求める。

鈴木智議員

(別紙「議案説明要旨」により説明)

水野透委員長

続いて、橋本徹議員の説明を求める。

橋本徹議員

(別紙「議案説明要旨」により説明)

水野透委員長

以上で説明が終了したので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

木村謙一郎委員

第17条において鳥獣害の対策を新設した理由を聞く。

鳥居作弥議員

中山間地域における鳥獣害は、営農意欲の減退や耕作放棄地、離農の増加など深刻な影響を及ぼすことから、今回の条例改正案に加えた。

伊藤達也委員

趣旨と目的は理解したが、条例案作成においてどのような思いで臨んだか。

鈴木優樹議員

昨年5月に食料・農業・農村基本法が改正されたことを契機に、本県としても農業を取り巻く情勢の変化を考慮しつつ、将来に向けた農業・農村振興の取組を、しっかりと行う必要があると考えた。議会としても行政に対応を任せただけでなく、責任を負うべきとの思いを持って改正に臨んだ。

今回は、食料・農業・農村基本法の改正内容や農業関係団体の意向を踏まえた改正となっており、持続可能な本県の農業を実現していきたい。

伊藤達也委員

昨今の米騒動等の問題があるが、令和の米騒動についてどのように条例案に反映させたのか。

三村博隆議員

令和の米騒動については短期的な事象と捉えているため、今回の条例案に反映させていない。本条例は、本県の農業・農村の振興に関する基本理念や方向性を定める条例であり、具体的な施策を規定する政策条例とは異なる。

しかし、県の施策の方向性を示すためにも、幅広い視野で中長期的な見地に立ち検討した上で、農産物の安定生産、安定供給へ向け、スマート農業の導入促進や鳥獣害対策などを規定している。

半沢雄助委員

条例案の中に、各自治体や県民に対する義務を課すような条文は規定しなかったのか。

山内長議員

本条例は本県の農業・農村の振興に関する基本的理念や方向性を定めるものであることから、当初からそのような内容は規定していない。

しかし、平成13年の制定当時から、現行条文第20条において、知事は毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないと定め、年次報告を規定している。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、議員提出議案に対する質疑を終結する。

これをもって、議員提出議案第116号に係る審査を終わる。

本日は以上で委員会を終わる。

9月29日は現地調査を行うため、各委員は作業服を着用の上、午前8時30分までに本庁舎東玄関に参集願う。

10月1日は総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 3時30分 散会)